ASBJ

2026 年 8 月

移管指針公開草案第 21 号

連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）

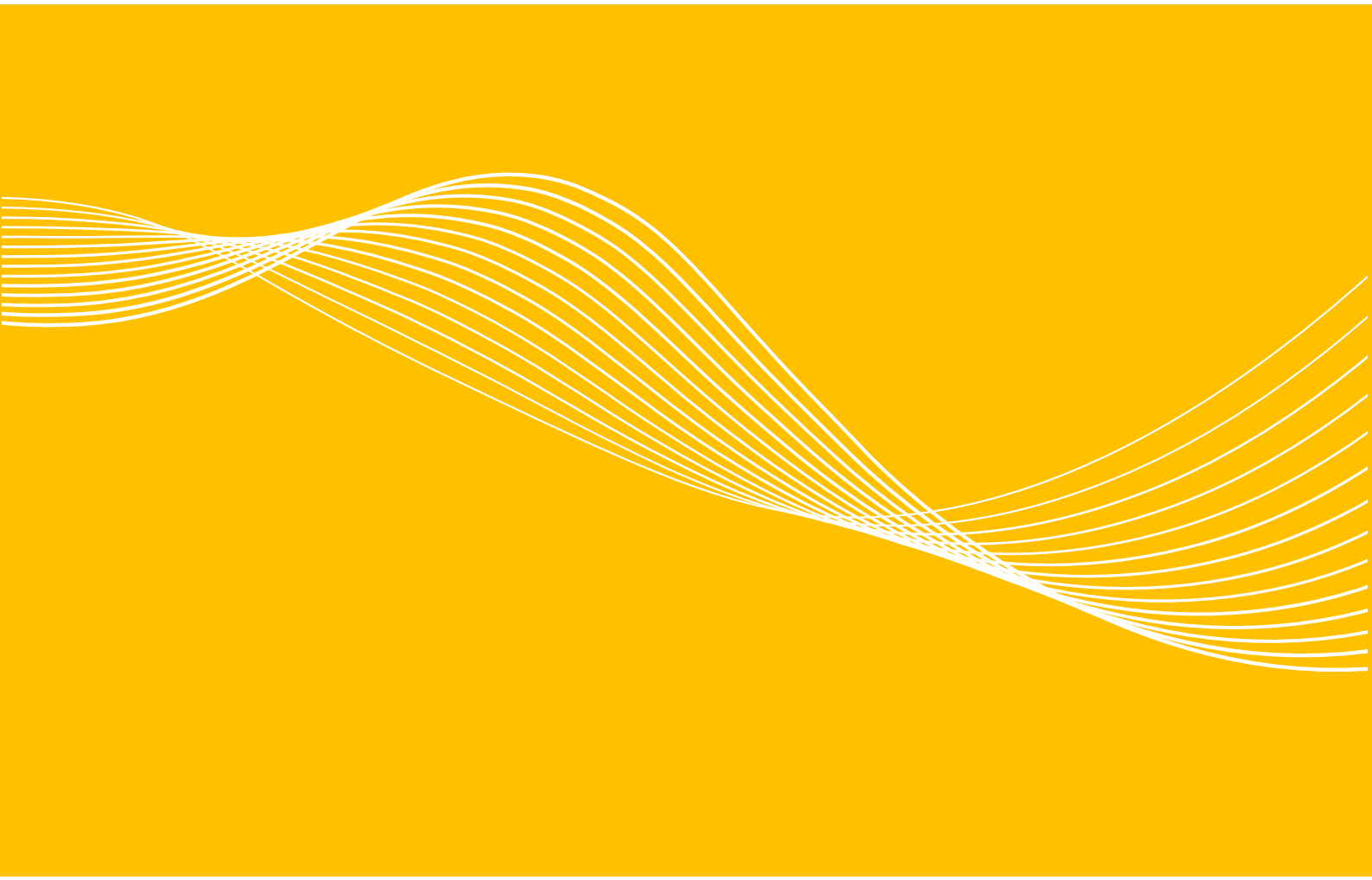

企業会計基準委員会

2026 年 8 月 17 日

移管指針公開草案第 21 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針（案）」

移管指針第 6 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（最終改正 2026 年 7 月 7 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
移管指針第 6 号 **連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針** 1998 年 6 月 8 日 改正 1999 年 7 月 1 日 改正 2007 年 9 月 4 日 改正 2011 年 1 月 12 日 改正 2014 年 2 月 24 日 改正 2014 年 11 月 28 日 改正 2023 年 11 月 17 日 日本公認会計士協会 改正 2024 年 7 月 1 日 改正 2024 年 9 月 13 日 改正 2026 年 7 月 7 日 最終改正 20XX 年 XX 月 XX 日 企業会計基準委員会	移管指針第 6 号 **連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針** 1998 年 6 月 8 日 改正 1999 年 7 月 1 日 改正 2007 年 9 月 4 日 改正 2011 年 1 月 12 日 改正 2014 年 2 月 24 日 改正 2014 年 11 月 28 日 改正 2023 年 11 月 17 日 日本公認会計士協会 改正 2024 年 7 月 1 日 改正 2024 年 9 月 13 日 最終改正 2026 年 7 月 7 日 企業会計基準委員会
Ⅰ　連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針	**Ⅰ　連結キャッシュ・フロー計算書等の作成に関する実務指針**

公開草案	現行
はじめに 1-8. 20XX 年 XX 月改正の本実務指針は、20XX 年 XX 月に改正された実務対応報告第 45 号及び作成基準一部改正に対応するために改正を行ったものである。	**はじめに** （新　設）
現金及び現金同等物 ２．作成基準一部改正では、「キャッシュ・フロー計算書」が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物としており、その内容は次のとおりである。 (1) 現金 現金とは、手許現金、要求払預金及び特定の電子決済手段をいう。 ここでいう要求払預金とは、預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金をいい、例えば、普通預金、当座預金、通知預金が含まれる。したがって、預入期間の定めがある定期預金は、ここにいう要求払預金には該当しない。 また、作成基準一部改正第３項に定める「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」（以下「作成基準注解」という。）（注 10）で示されている特定の電子決済手段とは、実務対応報告第 45 号の適用対象となる電子決済手段と同一である。すなわち、特定の電子決済手段は、第１号電子決済手段、第２号電子決済手段、第３号電子決済手段及び外国信託型第４号電子決済手段が該当し、外国電子決済手段についてはこれらの電	**現金及び現金同等物** ２．作成基準一部改正では、「キャッシュ・フロー計算書」が対象とする資金の範囲は、現金及び現金同等物としており、その内容は次のとおりである。 (1) 現金 現金とは、手許現金、要求払預金及び特定の電子決済手段をいう。 ここでいう要求払預金とは、預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金をいい、例えば、普通預金、当座預金、通知預金が含まれる。したがって、預入期間の定めがある定期預金は、ここにいう要求払預金には該当しない。 また、作成基準一部改正第３項に定める「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」（以下「作成基準注解」という。）（注 10）で示されている特定の電子決済手段とは、実務対応報告第 45 号の適用対象となる電子決済手段と同一である。すなわち、特定の電子決済手段は、第１号電子決済手段、第２号電子決済手段及び第３号電子決済手段が該当し、外国電子決済手段についてはこれらの電子決済手段のうち利用者が電子

公開草案	現行
子決済手段のうち利用者が電子決済手段等取引業者に預託しているものに限られる。 （後　略）	決済手段等取引業者に預託しているものに限られる。 （後　略）
適　用 26-11．20XX 年 XX 月改正の本実務指針の適用時期は、20XX 年に改正された実務対応報告第 45 号の適用時期と同様とする。	**適　用** （新　設）

以　上